

日本陸上競技連盟競技規則

(2019年4月修改正) Ⅱ

第100条

日本陸上競技連盟競技規則／第1部 競技会役員

第100条 総 則

国内で開催されるすべての公認競技会は日本陸上競技連盟（以下本連盟という）の競技規則に基づいて行われなければならない。このことは大会要項やプログラム等に明記しなければならない。

〔国際〕 第1条1による国際競技会は、IAAF競技規則に基づいて行われなければならない。

世界選手権とオリンピック競技会を除く競技会において、競技をIAAF競技規則による方式によらないで実施することができる。しかし競技者にIAAF競技規則によるよりも多くの権利を与えるような規則は適用できない。これら競技会の形式は当該競技会の主催団体が決定する。

競技場外で行われる大規模競技会で、エリートや年齢などその区分ごとに順位や表彰が行われる競技に参加する競技者には、本規則が全面的に適用される。主催者は、特に安全に関する規則など、参加に際して適用されるその他の規則等の概要を示さなければならない。

〔国際－注意〕 IAAF加盟団体は、自国内の競技会運営にあたってはIAAF競技規則を適用することを推奨する。

これらの規則は既に厳密な適用からいくつかのバリエーションを検討しているが、競技会主催者は競技会で、さらに異なるフォーマットを使用してもよいことが強調されている。ただし唯一の制限は、競技者がそのような状況においてより多くの「権利」を受け取ることがあってはならないということである。例えば、フィールド種目で、試技回数を減らしたり、残り時間を減らしたりは許されるが、それぞれ増やすことは認められない。

大衆参加ランニング及びウォーキングイベントに関しては、これらの規則が完全に適用されるのは、イベントに参加するエリートカテゴリーの競技者または、主催者が何らかの理由によって指定したカテゴリーの競技者（例えば、賞金の対象となるなど）のみと規定される。

しかし、競技会主催者は、特に安全性の考慮事項に関して、特に交通が完全には遮断されていないレースの場合、様々なカテゴリーに適用される規則と手順をすべての参加者に提供する情報のなかで強調することが推奨される。これは、例えば、高速の競技者が完全閉鎖されたコースで走っているときにはヘッドまたはイヤホンを使用することを可能にしても、交通規制が解除された後は、低速のランナーに対して使用を禁止する（または少なくとも推奨しない）。

第1部 競技会役員

第110条 国際競技会役員

第1条1(a)(b)(c)(f)による競技会では以下の国際競技会役員をおくべきである。

- (a) 組織代表
- (b) 技術代表
- (c) 医事代表
- (d) アンチ・ドーピング代表
- (e) ITOs (国際技術委員)
- (f) 国際競歩審判員
- (g) 国際道路コース計測員
- (h) 国際スターター
- (i) 国際写真判定員
- (j) ジュリー

それぞれの部門に役員数、および、いつ、どのように、そして誰によって任命されるかは IAAF（あるいは地域陸連）競技規則に示されている。

第1条1(a)および(e)の下で組織される競技会では、IAAFは広告コミッショナーを指名してもよい。

第1条1(c)、(f)および(j)の競技会では役員の指名は当該地域陸連によってなされる。第1条1(b)の競技会では主催者、そして第1条1(d)、(h)および(i)の競技会では当該加盟団体によってなされる。

[注意] i 国際競技会役員は、明確に区別できる服装または腕章を着用すべきである。

- ii 上記(e)～(i)の国際競技会役員は、適用される IAAF 方針により、IAAF レベルに分類される場合もあれば、地域レベルに分類される場合もある。

本条や第3条2のもとで IAAF 又は地域陸連から任命された各役員の旅費と宿泊費は、該当する競技会開催規程に従って、主催者から各役員に支払われる。

[国内] 第111条から第119条までは必要に応じて国内競技会においても準用する。

第111条 組織代表

組織代表は常にその大会の主催者と緊密な連携を維持し、IAAF (または地域陸連) カウンシル (または各国陸連) に定期的に報告しなければならない。必要に応じて、加盟団体や主催者の義務および財政面の責任に関する案件を処理しなくてはならない。組織代表は技術代表と協力して任務にあたる。

第112条 技術代表

技術代表は主催者と連絡をとりつつ、必要とされるあらゆる支援を行うことが任務であり、競技運営に関するすべてについて、IAAF 競技規則と IAAF 陸上競技施設マニュアル に完全に合致して行われるようにする責任がある。

1日開催の競技会を除き、指名された技術代表は以下のことを行わなければならない。

- (a) 主催者に対し競技日程と参加標準記録の提案書を確実に提出する。
- (b) 使用できる投てき用具の一覧表および競技者個人所有の投てき用具や供給業者提供の投てき用具の使用可否の承認を行う。
- (c) 参加加盟団体に対し、競技実施まで十分な余裕の期間において、適用する競技注意事項等を確実に提示する。
- (d) 競技を実施するにあたって必要となるすべての競技運営準備全般に責任を持つ。
- (e) 参加申込みを統括し、競技規則上の理由または第146条1に

従って参加を拒否する権限を持つ（競技規則以外の理由での拒否については、IAAF・特定の地域陸連または他の関連団体が決定する）。

- (f) フィールド競技の予選通過標準記録とトラック競技における予選ラウンド設定の基準を決定しなければならない。
- (g) 競技規則や適用する競技注意事項等に従い、すべての種目でシード分けおよび抽選を行い、スタートリストを承認する。
- (h) 要請があった場合は監督会議の議長を務め、競技役員に必要な指示を与えなければならない。
- (i) 競技会前には競技会準備状況報告書を、競技会後には今後への提言を含む競技会実施報告書を、書面で提出する。

1日開催の競技会に指名された技術代表は、必要な支援やアドバイスを主催者に行ない、競技会実施報告書を書面で提出する。

技術代表に関する情報はIAAFのウェブサイトから入手可能なThe IAAF Technical Delegates Guidelinesにより提供される。

第113条 医事代表

医事代表は以下のことを行う。

- (a) 全ての医事関連事項について、最終判断の権限を持つ。
- (b) 競技実施場所、練習場、ウォーミングアップエリアにおける医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備、また競技者が滞在している場所での医療関係サービスを確実に提供する。
- (c) 第142条4に従い、診療を行い、診断書を発行する。
- (d) 競技者に対し、競技開始前に出場を止めさせたり、競技中でも競技を中止させる権限を持つ。

[注意] i 上記(c)(d)の権限は、医事代表（任命されていない場合や不在の場合も含む）から主催者によって任命された医師に委譲することができる。そうした医師は腕章やベスト、周囲と区別できる服装を着用すべきである。

ii 上記(d)によって出場を止めさせられたり、競技をやめた競技者は、DNSかDNFとして記録される。この指示に従わない競技者は失格となる。

iii 上記(d)によって出場を止めさせられたり、競技を中止させられたりしたフィールド競技の競技者が試技をしていなかった場合、リザルトではDNSと表記される。しかし、試技を行った場合には試技の結果は成立し、競技者はその結果に従って扱われる。この指示に従わない競技者は失格となり、その種目においてそれ以後、競技する権利を失う。

iv 上記(d)によって出場を止めさせられたり、競技を中止させられたりした混成競技の競技者は、もし最初の種目に出場していなければDNSと記録される。しかし、スタートしていれば第200条10項が適用される。この指示に従わない競技者は失格となり、その種目においてそれ以後、競技する権利を失う。

- [国内] i 主催者によって任命された医師は、競技者の生命・身体保護の観点から、競技中止を命じることができる。医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。
- ii 医務員は、競技者の生命・身体保護の観点から、競技者が競技を行うことに問題があると認めた場合、直ちに審判長に報告しなければならない。

競技会に参加するすべての参加者の安全衛生は、IAAF、各国陸連、競技会主催者にとって最優先事項である。これらの重要な任務を果たすためには、医事代表の役割において、尊敬され、資格のある人物の専門知識を利用することが不可欠であり、特に、彼（あるいは彼または主催者によって承認された者）が他の任務の中で医学的理由で必要と考える場合、競技者を競技会から除外させる責任を負う。医事代表（または医事代表の要求に応じて行動する医師）の権限は、すべての競技に適用されることに注意することが重要である

第114条 アンチ・ドーピング代表

アンチ・ドーピング代表は主催者と連絡を取り、ドーピングテストを行う適切な施設を整えなければならない。同代表は、ドーピ

ングコントロールに関する事項について責任を負う。

第115条 ITOs (国際技術委員)

1. 技術代表は ITO が任命されている競技会で、事前に主催団体によって ITO 主任が任命されていなければ、ITO の中から主任を任命しなければならない。

ITO 主任は技術代表と協力して可能な限り実施される各種目にそれぞれ1人の ITO を任命しなければならない。ITO は担当する各種目の審判長を務める。

2. クロスカントリー競走・道路競走・マウンテンレース・トレイルランニングにおいて ITOs が指名されたら、ITOs は主催者に必要な支援を行う。ITOs は自身に割り当てられた競技種目実施中ずっと競技場所にいなくてはならない。ITOs は競技が IAAF 競技規則と競技注意事項等ならびに技術代表の最終的決定に従って行われていることを確認する。ITOs は割り当てられた各種目の審判長となる。

ITOs に関する情報は IAAF のウェブサイトから入手可能な The IAAF ITO Guidelines により提供される。

〔国内〕 本連盟が主催する競技会には原則として JTOs (Japan Technical Officials) をおく。JTOs は総務の直下に位置づけられて、IAAF の ITOs に準じた任務を行う。

JTO はその種目の審判長に必要な支援を行わなければならない。JTO は、自身に割り当てられた競技種目実施中ずっと競技場所にいなくてはならない。JTO は競技が競技規則や競技注意事項等ならびに総務の最終的決定に従って行われていることを確認しなければならない。

問題が起こった時や意見を述べる必要があると感じる事実を見つけた場合は、最初の行動としては審判長に注意を促し、必要に応じて何をすべきかの助言をする。

もし助言が受諾されず、このことが競技規則や競技注意事項等あるいは総務の決定に明らかに違反している時は JTO が決定を下すことができる。それでも問題が解決しな

い場合は総務に付託する。

フィールド競技終了時にはJTOも記録用紙にも署名しなければならない。

〔注意〕 JTOは、審判長が不在の時、当該審判員主任とやり取りをする。

第116条 IRWJs (国際競歩審判員) と JRWJs (日本陸連競歩審判員)

第1条1(a)の競技会に任命される競歩審判員はIAAFレベルの国際競歩審判員でなければならない。

〔注意〕 第1条1(b)(c)(e)(f)(g)(j)に該当する競技会における競歩審判員は、IAAFレベルまたは地域陸連レベルの国際競歩審判員が務める。

- 〔国内〕 1. JRWJs (Japan Race Walking Judges) は、本連盟が承認した基準により、競技運営委員会が認定する。
2. 本連盟が主催、共催、後援する競技会では、競歩審判員はJRWJsもしくは本連盟が任命した競歩審判員でなくてはならない。
3. 第230条第4項(a)〔国内〕1、2及び第265条(6)等JRWJを配置する必要があるときは、本連盟に事前に申告しなければならない。

第117条 国際道路コース計測員

第1条1に該当する競技会では全部あるいは部分的に競技場外で実施する道路競技種目のコースを確認するために、1人の国際道路コース計測員を任命しなければならない。

任命される計測員はIAAF / AIMS国際道路コース計測員(AまたはB級)でなければならない。

コースは競技会が行われるより前に計測されることが望ましい。計測員は、そのコースが道路競走に関するIAAF競技規則(第230条11、第240条2、3および〔注意〕)に合致しているか確認し証明する。世界記録が出た場合には、第260条20、21に合致していることを確認しなければならない。

また、計測員はコース設定に当たって主催者に協力するとともに、競技者が競技したコースが事前の計測によって承認したコースと同一であることを確認するために競技に立ち会わなければならない。さらに計測員は技術代表に適切な証明書を提供する。

第118条 国際スターターと国際写真判定員

第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技場内での競技会では IAAF・地域陸連または各国陸連が国際スターターと国際写真判定員を任命する。

国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、スタート・インフォメーション・システムの操作やチェックを行うことを監督する。国際写真判定員は写真判定員主任となり写真判定業務を監督する。

国際スターターと国際写真審判員に関する情報は IAAF のウェブサイトから入手可能な The IAAF Starting Guidelines and IAAF Photo Finish Guidelines により提供される。

国際写真判定員は、ITO が任命され審判長を務める競技会において写真判定員主任を務める一方で、国際スターター (IS) と他のスタートチームメンバーとの間の責任は明確に区分されていることを留意しなくてはならない。IS は、自身が割り当てられたレースをスタートさせるときには、スターターとしてのすべての権限と義務を負うが、IS はスターターとしての任にあるときだけでなくそれ以外の場面でも、スタート審判長の任を務めたり、その決定を覆す権限は持っていない。

第119条 ジュリー

第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会では通常3人か5人または7人からなるジュリーを任命すべきである。このうち1人を主任とし、もう一人を秘書とする。必要であれば、秘書はジュリーとは別の人物でもよい。

第230条の規定に関する上訴があった場合、ジュリーのうち少なくとも1人は IAAF レベルまたは地域レベルの国際競歩審判員でなければならない。

ジュリーのメンバーは直接的・間接的にも自国の競技者の上訴については、審議に加わってはならない。

ジュリー主任は本条に関連するメンバーに退席するよう要請しなければならない。

競技会に責任がある IAAF あるいは主催者は、審議に参加できないジュリーに欠員が生じた時のために、1人もしくは2人の交代要員を指名しなくてはならない。

上記競技会以外でもさらに主催者がその競技会の遂行上好ましいと考える場合は同様にジュリーを設けるべきである。

ジュリーは第146条に規定された上訴について裁定し、また競技会の進行中に生じた問題のうち、その決定を付託された事項について裁定することを基本的な任務とする。

〔国内〕1 全国的な競技会および国内の大規模な競技会では通常3人または5人からなるジュリー（主任1人を含む）を任命する。

2 国内競技会ではジュリーの秘書は任命しない。

〔国内競技会〕第120条 競技会役員

主催者は必要な役員を任命する。

つぎの役員とその数は原則的なものである。主催者は状況によってこれを変更することができる。

運営役員

◇競技会ディレクター	(第121条)	1人
総務	(第122条)	1人
総務員(総務補佐)		適切な人数
技術総務	(第123条)	1人
◇イベント・プレゼンテーション・マネージャー(第124条)		1人
ジュリー		3人または5人

競技役員

トラック競技審判長	1人以上
フィールド競技審判長	1人以上
スタート審判長	1人以上
混成競技審判長	1人以上

◇場外競技審判長		1人以上
◇ビデオ監察審判長		1人以上
招集所審判長		1人以上
決勝審判員主任	(第126条)	1人
決勝審判員		適切な人数
フィールド競技審判員主任	(第126条)	1人以上
各フィールド競技審判員		適切な人数
場内競歩競技審判員主任	(第230条)	1人
場内競歩競技審判員主任補佐		適切な人数
同競歩審判員		5人
場外競歩競技審判員主任	(第230条)	1人
場外競歩競技審判員主任補佐		適切な人数
同競歩審判員		8人
競歩記録員、警告掲示板係他競歩競技に必要な役員		適切な人数
監察員主任	(第127条)	1人
監察員		適切な人数
計時員主任	(第128条)	1人
計時員		適切な人数
写真判定員主任	(第128条、165条)	1人
写真判定員		適切な人数
トランスポンダー主任	(第128条、165条)	1人
トランスポンダー主任補佐		適切な人数
トランスポンダー係		適切な人数
◇スタートコーディネーター	(第129条)	1人
◇JTO		適切な人数
◇JRWJ		適切な人数
スターター		1人以上
リコーラー		適切な人数
出発係	(第130条)	1人以上
周回記録員	(第131条)	適切な人数
記録・情報処理員	(第132条)	1人以上
◇テクニカルインフォメーションセンター (TIC) マネージャー	(第132条5)	1人以上

||

◇ TICマネージャー補佐	適切な人数
マーシャル	(第133条) 1人以上
風力計測員	(第134条) 1人以上
計測員(科学)主任	(第135条) 1人
計測員(科学)補佐	適切な人数
競技者係主任	(第136条) 1人
競技者係	1人以上
アナウンサー	(第138条) 1人以上
◇公式計測員	(第139条) 1人
◇広告コミッショナー	(第137条) 1人
医師(医務員)	1人以上
用器具係、役員係、報道係、庶務係、会場管理係他競技会に必要な役員	

審判長および審判員主任は、明瞭な服装または印(マーク)をつけるべきである。

必要があれば補助競技役員を任命してもよい。しかしできる限り役目のない役員やその他の人物が競技区域にいないよう配慮がなされるべきである。

- [国内] 1 ◇印の競技会役員は、本連盟が指定した競技会に任命する。
- 2 各役員に主任をおくことができる。
 - 3 審判長、競歩審判員主任、スターター、マーシャル、医師は、明確な方法で区別する。
 - 4 公式計測員を任命しない場合は、技術総務が兼任する。

競技会に委嘱される競技役員の数、競技が1日または数日間連続して長時間にわたって行われる場合、競技会が正確かつ効率的に実行されることを確実にするために十分なものでなければならない。しかし、競技実施場所が不必要な人員によって混みあったり、妨げられたりすることがないよう、あまりにも多くを委嘱しすぎないように注意しなければならない。競技会によっては、現場の競技役員による任務の一部は、テクノロジーによって代行可能であるので、バックアップ要員が必要であるという相応

の理由がない限りは、競技役員委嘱にあたって、委嘱数を減らす根拠として考慮されなくてはならない。

安全に関する注意

陸上競技の審判長および競技役員には多くの重要な役割があるが、すべての関係者の安全確保が何より重要な任務である。陸上競技の実施場所は危険な場所になりうる。重くて鋭い器具が投げられることで、通りがかりの人に危険をもたらす。トラックや助走路を早いスピードで走っている競技者は、自分自身だけでなく、衝突した相手を傷つけてしまう可能性がある。跳躍競技を行っている競技者は、しばしば予期しないまたは意図しないかたちで着地することがある。天気やその他の条件によって、一時的に、または長期間、陸上競技が危険にさらされることもある。

競技実施場所やトレーニングエリアやその近くで、事故により、競技者、競技役員、カメラマン、その他の関係者が怪我をするという（時には命にかかわるほどの）事例が過去発生しているが、これらの怪我の多くは予防が可能であったと思われる。

競技役員は、スポーツに内在する危険性に常に注意する必要がある。競技役員は常に注意を払い、気を散らさないようにすべきである。競技役員としての立場にかかわらず、全員が、陸上競技場をより安全な場所にするためにできることをする責任がある。すべての競技役員は、競技実施場所にいる間は、いつでもどこでも安全を考えるべきであり、何らかの事態が発生する可能性がある状況を目にしたなら、事故を防止するために、必要に応じて介入すべきである。競技規則を厳格に遵守するよりも安全性を確保することがより重要である。規則の遵守と安全確保において、相反する状況が発生した場合、安全が優先されなければならない。

第121条 競技会ディレクター

〔国際〕 競技会ディレクターは技術代表と協力して競技運営面の組織を立案し、責任範囲の中で技術代表とともにその計画を完遂し、競技運営上の問題を解決しなければならない。

競技会ディレクターは競技会参加者の相互の影響状況を監督し、通信設備を通して全主要役員に連絡する。

第122条 総務

総務は競技会を順調に進行させる責任を負う。また役員の任務遂行の状況を把握し、必要がある時にはその代わりの者を任命する。また競技規則に精通していない役員の任を解く権限を有する。マーシャルと協同して、許可された者以外は競技区域にいないように整理する。

〔注意〕 4時間を超える、あるいは2日以上競技会に、総務は総務員を任命することが望ましい。

〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会ではその規模に応じ、総務員をおき、総務の任務の一部を代行させることができる（例えば、競技会進行担当総務員、管理事務担当総務員など）。

総務は、競技会ディレクターの権限の下で、また技術代表の指導および決定に従って、競技実施場所で起こっているすべてのことについて責任を負う必要がある。競技場で、総務は、起こっていることすべてを見て、必要な命令を出すことができるような場所に位置しなくてはならない。総務は、任命されたすべての競技役員全員の名簿を所持し、他のマネージャー、審判長、及び審判員主任と効率的にコミュニケーションできる必要がある。

複数日に渡って開催される競技会では、審判員の一部は、競技会全体を通して任にあたるできない可能性がある。総務は、必要に応じて、交代要員を補充できるよう、予備の競技役員名簿を所持しておくべきである。競技に十分な数の競技役員がいても、総務は競技役員が任務を正しく遂行しているかどうか確認し、もし不適當であるなら、その競技役員を交代させる準備をしなくてはならない。

総務は、審判員（およびその補助員）が、担当する競技が終了し、片付けがなされたなら速やかに、競技実施場所から離れるよう徹底する。

第123条 技術総務

技術総務は以下の点を確認する責任を負う。

- (a)トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所および用器具が競技規則に合致していること。
- (b) 技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画

に従って用器具を設置することと撤収すること。

- (c) 競技場所の設備や用器具等が前述の計画に従っていること。
- (d) 〔国際〕 第187条2に従って、競技会に許可された個人の投てき用具を点検し、マークを付けること。
- (e) 〔国内〕 第139条（〔国際〕 第148条1）に従って、競技会前に公式計測員（〔国際〕 有資格計測員）から必要な証明書を受け取ること。

- 〔国内〕 1 本連盟では施設用器具委員会が「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定しているため、その確認の報告を受ける。
- 2 投てき用具の確認は、公式計測員が代わって行い、報告を受ける。
 - 3 技術総務のもとに用器具係をおく。用器具係は各競技に必要な用器具を整備し、その競技開始前にこれを配置し、競技終了後にこれを撤収する。

技術総務は競技会ディレクターまたは総務の権限の下で行動するが、経験豊富な技術総務は指示監督がなくとも自らの役割の多くを遂行する。技術総務は、いつでもコンタクト可能でなければならない。審判長またはフィールド審判員主任が、種目を実施している（または開催することになる）場所を変更または改善する必要があることに気付いた場合は、総務に連絡し、技術総務に必要な対応を依頼する。審判長が、競技実施場所の移動（規則180.20）が必要であると感じた際にも、同様の手順となり、総務から、技術総務に対し、審判長の希望を実行するよう要請する。ただし、風の強さや風向きの変化は、競技実施場所を移動するのに十分な条件ではないことを覚えておく必要がある。

競技会ディレクター、または国際競技会では、技術代表が、競技中に使用する投てき用具を承認したなら、技術総務は、さまざまな品目を、準備し、注文し、受け取らなくてはならない。その後、技術総務または彼のチームは、これら公式投てき物の重量と寸法、及び、使用が認めら提出された個人持ち込み投てき物が、規則に合致するかを、慎重にチェックしなければならない。また、記録が誕生した場合、規則260.17(d)が正確

かつ効率的に実施されることを保証しなければならない。

投てき用具に関連して、主催者に供給される投てき物の重さの範囲に関する製造会社情報は、2017年の規則から削除され、IAAF認証システムに関する文書に移された。ただし、技術総務は、製造会社から新しい投てき物を受け入れる際に、このガイドラインを適用すべきであるが、この重さの範囲にないことを理由に、競技会に提出され使用される器具を拒否してはならない。この点で重要なのは最小重量である。

第124条 イベント・プレゼンテーション・マネージャー

〔国際〕 イベント・プレゼンテーション・マネージャーは競技会ディレクターと共に競技会の各種目やその他の演出準備を組織代表および技術代表と協力して計画する。また、その計画が達成されるよう、競技会ディレクターおよび関係する代表と協力して関連する諸問題を解決する。イベント・プレゼンテーション・チーム内の連携についても、情報伝達システムを利用して監督する。

各競技のスタートリストや途中経過、結果等の情報をアナウンスまたは他の方法で確実に提供させる。各種目の結果（順位、時間、高さ、距離、得点）は情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表させる。

第1条1(a)に該当する競技会では英語、フランス語のアナウンサーがIAAFによって任命される。

イベントプレゼンテーションマネージャー（EPM）は、インフィールドで行われるすべての活動のプレゼンテーションについてのプロダクションの企画、指導、調整を行うだけでなく、ショーに組み込んで会場内の観客に提示する責任も持っている。EPM業務の最終的な目的は、観客に提供されるショーの有益で活気に満ちた、魅力的なプロダクションを作り出すことである。この成功のために、作業を実行するためのEPチームと必要な機器を用意することが重要である。EPMは、アナウンサー、スコアボード及びビデオボードオペレーター、オーディオ及びビデオ技術者、表彰式スタッフやそれ以外でも、この役割に関連する現地内外で任務にあたるイベントプレゼンテーションスタッフの活動を調整する責任者である。

ほとんどの競技会においては、アナウンサーは不可欠である。アナウンサーは、好ましくは競技会ディレクターの近くで、またはそうでなければ競技会ディレクター及び任命されていればイベントプレゼンテーションマネージャーと速やかに交信することができるようにして、適切に競技会を進行できるような場所に位置すべきである。アナウンスガイドラインは、IAAFのウェブサイトからダウンロード可能である。

第125条 審判長

1. 招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、場外競技（競走、競歩）およびビデオ監察には必要に応じて1人以上の審判長を任命する。

スタートを監督するために任命されたトラック競技審判長をスタート審判長と呼ぶ。

ビデオ監察審判長は、他の審判長と連絡をとりながら、ビデオ管理室で判定を行わなければならない。

レースのために複数の審判長が任命されるような、十分な競技役員がいる大会では、その1人がスタート審判長として任命されることが強く推奨される。明確な理解のために補足すると、このような状況では、スタート審判長は、スタートに関する審判長としてのすべての権限を行使しなければならない。その際、他のトラック審判長に報告したり、了解を得て行動したりする必要はない。

しかしながら、特定の競技のレースを監督するために審判長が1人だけしか任命されていない場合、審判長の権限を考慮すると、スタート時には（少なくともクラウチングスタートをおこなう種目では）、現場で発生する可能性があるあらゆる問題を間近で見て、それを解決するために必要な決定を下す目的で、スタート地点にすることが強く推奨される。これは、IAAFが承認したスタートインフォメーションシステム（SIS）が使用されていれば、より容易になる。

SISを使用していない場合、さらに、審判長が、スタート手続き（100m、100/110mハードル、200m）の後に、フィニッシュを見る場所に移動する時間がなく、審判長が順位を決定しなくてはならない可能性がある場合の最良の解決策は、スタート審判長としての任も兼ねるようスタートコー

ディネーター（スターターとして豊富な経験を持つべきである）を任命することである。

2. 審判長は、競技規則と競技注意事項が遵守されているかどうかを監視する責任を負う。審判長は競技運営に関するいかなる抗議や不服申し立てを裁定しなければならず、ウォーミングアップ場・招集所から競技後の表彰式に至るまでを含めて競技中に起こった技術的問題、ならびに競技規則や競技注意事項等に明確に規定されていない事項についても決定する。

審判長は審判員または監察員としての行動をしてはならないが、自己の観察に基づいて競技規則に従った処理をし、審判員や監察員の決定・報告を覆すこともできる。

[参照 第126条, 第127条]

- [注意] 本条や広告規程を含む他の諸規程は、表彰式に関連するすべての活動（写真撮影、ビクトリーラン、観客との対応を含む）が終わるまで適用する。

審判長は、失格を決定するにあたり、審判員または監察員からの報告を必ず受け取らなくてはならないという訳ではないことに注意する必要がある。審判長は、いつでも、自身による直接の監察によって行動してよい。

上記の注記は、表彰式に付随するまたは関連するすべての事項を含むと解釈されるべきであり、そのイベントの審判長はそれらの責任を負うものとする。表彰式が別の場所や別のセッションで実施される場合は、常識の範囲内で対応することとし、元々担当していた審判長が状況を管理することが現実的でない場合は、必要に応じて別の審判長を代用する必要がある。

3. トラック競技審判長、場外競技審判長は、レースの順位決定について、審判員が順位に疑義があり、順位を決定できない場合に限り、決定する権限がある。但し、競歩競技の競歩審判員主任が責任を持つ任務の範囲には権限を持たない。

トラック競技審判長はもしスタートチーム（スターター、リコーラーと出発係）のスタート関連の判定に同意できなければ、当該

スタートに関するどんな事実についても決定する権限を持つ。ただし、スタート・インフォメーション・システム (SIS) によって示された明らかな不正スタートの場合は対象外とするが、スタート・インフォメーション・システムによる情報が明らかに不正確であると審判長が判断する場合を除く。

混成競技審判長は混成競技および混成競技における各競技の運営を管轄する。

4. 当該審判長はすべての最終結果を照合し、問題点を処理しなければならない。また任命された計測主任（科学）と共同して、記録計測を監督しなければならない。各種目が終了したら、記録用紙に当該審判長による署名または承認を行った後、記録・情報処理員に引き継ぎ、成績表として直ちに完成させなければならない。
5. 審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者や第144条、第162条5、第163条14、15(c)、第180条5、19、第230条7(d)、10(h)、第240条8(h)に違反があった競技者に警告を与えたり、当該競技から除外する権限を持つ。警告はイエローカード、除外はレッドカードを示すことによって競技者に知らせる。警告や除外の事実は記録用紙に記入する。

審判長が警告および除外処分を行った場合は、その旨を記録・情報処理員および他の審判長に知らせなくてはならない。

招集所審判長はウォーミングアップ場から競技場所に至るまで、競技規則を適用する権限を有する。そのほかの場合も含めて、審判長は、競技中だけでなく、競技を終えた後についても担当した種目について権限を持たねばならない。

当該審判長は競技場所やウォーミングアップエリア、招集所、コーチ席も含めた競技に関連する場所で、競技者以外の者がふさわしくない行為や不適切な行為をしたり、競技者に競技規則に違反した助力を行った場合、（競技会ディレクターがいる場合は相談の上）警告を与え、除外することができる。

〔注意〕

- i 審判長は十分な根拠のある状況では警告なしで競技者を除外する事ができる。 [参照 第144条2]

- ii 道路競技審判長は（例えば、第144条、第230条10、第240条8に係る）違反があった場合には、失格を告げる前に警告を与えなければならない。異議を申し立てられた場合は第146条を適用する。
- iii 本条に基づき当該競技者を当該競技から除外する際は、審判長はもしすでにイエローカードで警告が与えられている競技者に対しては二枚目のイエローカードを示した後、直ぐにレッドカードを提示するべきである。
- iv 一度目の警告に気付かないでイエローカードによる警告を提示した場合、その後二度目の警告である事実が判明した時点で、レッドカードを提示したのと同じ結果となる。審判長は直ちに当該競技者、もしくは所属チームに対して除外通知を行わなければならない。

カードが示され記録される方法に関連して、指針と明確さを提供するために6つの重要なポイントが示される。

- (1) イエローカードとレッドカードは、懲戒処分（その多くは、規則第125条5及び第145条2を参照）だけでなく反スポーツ精神的と見なされるに十分なほど深刻な場合は競技規則違反にも出されることがある（例：レースにおける深刻で明確な妨害）。
- (2) レッドカードの前に、イエローカードが出されているのが一般的であり通常想定されることであるが、特に悪質な反スポーツ的または不適切な行為の場合には、即時の（イエローなしで）、レッドカードを出すことができる。この事例において、競技者は、かかる決定をジュリーに上訴する機会が与えられていることは忘れてはならない。
- (3) イエローカードを出すことが、現実的でなく、さらに論理的でない場合もある。例えば、規則第144条2の注意は、レース中のペーシングがあったなど規則第144条3(a)に該当することが明確に証明されれば、即時のレッドカードを出すことが特に認められる。
- (4) 審判長がイエローカードを出した際に、競技者が不適切な態度で応答したことで、即時のレッドカードを出すことが正当である場合、前項と同様に即、レッドカードという状況になることもある。不適切な振る舞いの短時間のなかでの出来事において、2つの別々の異なる

る事由をつける必要はない。

- (5) 注意(Ⅲ)により、競技者がその競技会中に既にイエローカードを出されており、今回、レッドカードとなることを審判長が認識している場合には、審判長は最初に2枚目のイエローカード、その後、赤いカードを提示する。しかし、審判長が2枚目のイエローカードを表示しない場合であっても、レッドカードの発行は無効とならない。
- (6) 審判長がすでに出されたイエローカードを認識しておらず、イエローカードのみを表示した場合は、この事実が判明した時点で、できるだけ早くその競技者を失格させるための適切な措置を講じるべきである。通常、これは審判長が直接本人に、またはチームを通して競技者に通告することによって行われる。

6. 審判長はもし新たな決定を適用できる状況にあるなら、明らかな証拠に基づいて、先に出した決定（最初になされたものでも、抗議を検討してなされたものでも）を再考してもよい。通常そのような再考は当該種目の表彰式が実施される前、あるいはジュリーの裁定が下される前までになされる。

この規則は、ジュリー（規則第146条9参照）と同様に、審判長は決定を再考することができ、これが最初の自らによる決定であろうと、審判長に対しなされた抗議の検討による決定であろうと、どちらのケースでも同様に再考してよいと解釈される。このオプションは、情報の新たな証拠が迅速に提出されたときに特に考慮することができる。ジュリーにとっては、より複雑で難しい上訴となる必要性を避けることができるからである。しかし、そのような再考をするにあたっては、現実的な時間の制約に注意すべきである。

7. 審判長は、ある種目の全部または一部の競技をやり直すことが公正と思われる事態が生じたと判断した場合、当該種目の全部または一部の競技の結果が無効であることを宣言し、競技のやり直しを命じる権限を有する。再競技は、審判長の決定に従い、同日または別の日に行う。〔参照 第146条4、第163条2〕

〔国内〕 審判長は、競技者の生命・身体保護の観点から、競技の中

||

止を命じることができる。審判長から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。

審判長とジュリーは、非常に特殊な状況を除き、レースを完了しなかった競技者は、以降のラウンドに進出させたり、再レースに含んだり、すべきでないこと注意する必要がある。

8. [国際] IAAF 競技規則が適用される競技会で身体障害を持つ競技者が競技する場合、当該競技会の審判長は、その競技者の参加が可能となるよう本規則の規定（第144条3項を除く）を柔軟に解釈したり、調整を認めたりすることができる。ただし、その変更によって当該競技者が同じ種目で競技する他の競技者に比べて有利になることがあってはならない。何らかの疑義がある場合や、審判長の決定に対して異議が唱えられた場合は、ジュリーに付託する。

[国際一注意] 本条は、特定の競技会の規程で認められる場合を除き、視覚障害のある競技者の伴走者の参加を認めることを意図するものではない。

この規則は、健全な競技者を対象とする競技会に、障がいのある立位競技者）が出場することを容易にする。例えば、腕切断者は、クラウチングスタートの際、両手を地面に接しなくてはならない規則第162条3を厳密に遵守することができない。この規則により、スタート審判長は、規則をつぎのように解釈することを可能にする。競技者がスタートライン手前の地面に持参のパッドを置くことや、木製ブロックや類似の物を置くことを認めたり、上腕切断者の場合、地面との接触なしに開始位置をとることを認めることができる。

ただし、この規則は、(特定の競技会の規則で特に許可されている場合を除き) 健全者の競技会でのガイドランナーの使用を許可するものではないし、また審判長が規則第144条、に定められている事項に反した解釈をすることを認めているわけでもない。(特に、義足およびその他の補助器具の使用についても想定している規則第144条3(c)および第144条3(d)参照。)

障がいのある競技者が健常な競技者と一緒に競技し、(規則で特に規定されていないか、または審判長が規則第125条8をもってしても、柔軟な解釈ができないことにより)、規則に準拠していない状況がある場合、障がいのある競技者と健常な競技者の競技結果を別にして発表するか、それが無理な場合、競技結果に、一緒に競技した事実を明確に記載すべきである。(規則第132条3参照)。出場しているパラ競技者のIPCクラス分けによる競技クラスをエントリーリスト、スタートリスト及びリザルトに明示してあれば、たいへん有益である。

第126条 審判員

総 則

1. 審判員主任はそれぞれの種目の審判の仕事进行调整する。それが事前になされていなければ、任務を割り当てなければならない。
2. 審判員は一度下した判定に間違いがある場合には、再考して新たな判定を下すことができる。その後、審判員の判定に対して抗議や上訴により審判長や Jury が判断を下す場合には、審判員は全ての情報を提供しなければならない。

トラック競技と道路競技

3. 審判員はトラックまたは道路コースの同一サイドから競技者のフィニッシュ順を判定する。その判定について、審判員で決められない時には、これを審判長の決定にゆだねる。

[注意] 審判員はフィニッシュラインの延長線においてフィニッシュラインから少なくとも5m離して、階段式スタンドを用意すべきである。

フィールド競技

4. 審判員はすべてのフィールド競技において、競技者の試技を判定し記録するとともに、その試技が有効であれば計測して記録する。走高跳と棒高跳ではバーの高さを上げる時、特に新記録に挑戦する時、確実に計測を行う。少なくとも2人の審判員が試技の記録を管理し、各ラウンドの終了ごとにその記録を点検しなければならない。当該審判員は、有効試技は白旗、無効試技は赤旗を挙げて示す。

審判員が規則違反が発生したと確信しない限り、審判員は通常、競技者に対し、いかなる疑念にも恩恵を与え、試技が有効であると判断して白旗を挙げる。しかし、ビデオ審判長が任命され、フィールド種目の映像にアクセスできる場合、審判員に疑念がある場合には、現場担当のフィールド審判長と協力して、ビデオ審判長からの助言を待の間（白でも赤でも）旗上げを遅らせるという選択技がある。その際、落下域の痕跡を保存するか、有効であったときに備えて試技を計測しておくかのいずれかを徹底する必要がある。別の方法として、審判員が、本当の疑念がある場合には、赤旗を上げたくうえで痕跡を保存するか、試技を計測したことを確認したうえで、ビデオ審判員に助言を求めることもできる。

フィールド種目ごとに、試技の有効性に疑念を抱かせ混乱させてしまう可能性を減らすために、白と赤の旗は、1セットだけ使用することを推奨する。跳躍種目で複数の旗のセットを使用する必要はないと考えられる。長さの跳躍で、風速を示す仕様のボードが用意できないとき、2mを超えたという事実を知らせるには、赤旗以外の何らかの方法を用いるべきである。

投てき種目の場合、

- (a) サークル担当の審判員による旗上げ担当審判員への無効試技の指示。旗による指示に代えて、審判員の手に持った小さな赤カードによる表示の使用が推奨される。
- (b) 角度線の上または外への投てき物の着地。旗による指示に代えて、審判員が地面に平行に腕を伸ばすような表示の使用が推奨される。
- (c) メタルヘッドより先に他の部分が地面に着地した際のやり投の判定。旗による指示に代えて、審判員が手を地面を押しするような動作。

第127条 監察員（競走、競歩種目）

1. 監察員は審判長の補佐で、最終の判定をする権限を持たない。
2. 監察員の任務は、審判長が指示した地点に位置して競技を厳正に監察し、競技者あるいは他の人によって（第230条2以外の）競技規則の不履行や違反が起こった時には、ただちに審判長にその出来事を書面で報告しなければならない。
3. いかなる規則違反も黄旗を挙げて、あるいは主催者が許可した信頼性のある方法で当該審判長に伝達すべきである。

4. リレー競走においては受け渡し区域を監察するために十分な人数の監察員を任命する。

〔注意〕

- i 監察員は競技者が自分のレーン以外のところを走ったり、リレー競走の区域外での受け渡しを監察した時は、ただちにその違反が行われた場所に適当なものでマークし、書面または電子媒体で同様の記録をすべきである。
- ii 監察員はたとえ競技者（あるいはリレーにおけるチーム）がそのレースでフィニッシュしなかった場合でも、いかなる規則違反も審判長に報告しなければならない。

監察員主任（規則第120条参照）は、トラック審判長の補佐役であり、各監察員の配置を指示し、各監察員の任務と報告の調整をおこなう。IAAFのウェブサイトからダウンロード可能な配置図は、様々なトラック種目のために監察員（常に委嘱されている監察員の人数に従う）が立つべき位置を推奨している。この配置図は、あくまで1つの可能性を記述しているのであり（他の選択肢もあることを）理解する必要がある。何名の監察員を選抜するかは、競技会のレベル、エントリー数、委嘱可能な競技役員の数に応じて、トラック審判長と協議のうえ総務が決定する。

違反の表示

競技が全天候舗装のトラックで実施されているとき、違反行為が発生したトラックにマークを付けることができるように監察員に粘着テープを提供することが実践されている。ただし、規則（上記の注意(i)を参照）は、これは他の方法で行うことができ、しばしば行われている。

違反を特定の方法で（またはまったく）報告できなかったとしても、失格を有効とすることを妨げるものではないことに注意が必要である。

競技者またはチームがレースを終えていなくても、規則違反があった監察員が信じるなら、あらゆるすべての事案を報告することが重要である。

第128条 計時員、写真判定員とトランスポンダー係

1. 手動計時の場合、参加人数に十分な計時員を任命し、その中の1人を計時員主任に任命する。主任は、計時員の役割を決める。

写真判定システムあるいはトランスポンダー計時システムを使

- 用する時、計時員は予備計時員として行動しなければならない。
2. 計時員、写真判定員およびトランスポンダー主任は第165条によって行動しなければならない。
 3. 写真判定システムあるいはトランスポンダーシステムを使用する場合は写真判定員主任と適切な人数の写真判定員が任命されなければならない。
 4. トランスポンダー計時システムを使用するときはトランスポンダー係が任命され、その中からトランスポンダー主任と適切な人数のトランスポンダー主任補佐が任命されなければならない。

手動計時ガイドラインは、IAAFのウェブサイトからダウンロード可能である。

第129条 スタートコーディネーターとスターター およびリコーラー

1. [国際] スタートコーディネーターはつぎの任務を担当する。
 - (a) スタートチームのメンバーにそれぞれの任務を割り当てる。しかし第1条1(a)とエリアの選手権大会・エリア競技会において、どの種目を国際スターターが撃つかの割り当ての決定は技術代表の責務である。
 - (b) スタートチームのメンバーが割り当てられた任務を実行しているかどうかを監督する。
 - (c) 総務もしくは進行担当総務員からの関連指示を受けた後、スタートの手続きを始めるためにすべての準備（計時員、決勝審判員、写真判定員主任、風力計測員、トランスポンダー主任）が整っていることをスターターに連絡する。
 - (d) 審判員と計時装置技術スタッフとの間の仲立ちをする。
 - (e) スタート手順の中で生じたすべての書類、もし存在するのなら、反応時間と不正スタートの波形図の両方またはいずれかを含むすべてを保存する。
 - (f) 第162条8および第200条8(c)の違反後は第162条9の手順が確実に履行されるようにする。

スタートチームのすべてのメンバーは、競技規則及びその解釈について十分に理解している必要がある。チームは、競技が遅滞なく継続できるように、規則を適用する際、どのような手順に従うか明確にしておく必要がある。チームのメンバーは、各々の、特にスターターとスタート審判長の任務と役割を十分に理解していなければならない。

2. スターターはスタート地点における競技者を完全に統括する。クラウチング・スタートで行われる種目の判定を補助するためにスタート・インフォメーション・システムが使用される場合には、第162条6が適用される。

〔国内〕 スターターはレース前に計時員、決勝審判員、写真判定員主任および風力計測員が準備完了したことを確認する。

スターター（及びリコーラー）の主な責務は、すべての競技者にとって公正で公平なスタートを保証することである。

3. スターターはスタート動作の間、全走者を視野に収められるような位置に立たなければならない。階段式スタートの場合、特に各レーンにスピーカーを置き競技者にスターターの指示、スタート信号およびリコール信号が同時に伝えられるようにすることが望ましい。〔参照 第162条〕

〔注意〕 スターターは全走者を狭い視野に収められるような位置に立たなければならない。クラウチング・スタートを用いるレースでは、全走者が信号器を作動させる前の「用意」の状態で静止しているのが確認できるところに立つことが必要である。階段式スタートを用いるレースでスピーカーが使用できない場合、スターターは、スターターと各競技者の距離がほぼ同じになる位置に立たなければならない。しかし、スターターがそのような位置に立っていない場合は電気で作動する補助スタート信号器を置く。

スターターの合図は、すべての競技者に明瞭に聞き取れる必要があるが、競技者から遠く離れ、スピーカーシステムがない状況を除けば、スター

ト合図を叫んでおこなうことは避けるべきである。

4. スタートにおいて、スターターを支援するために1人あるいは2人以上のリコーラーを配置する。

〔注意〕 200m, 400m, 400mハードル, 4×100mリレー, 4×200mリレー, メドレーリレー, 4×400mリレーでは少なくとも2人のリコーラーをおくことが望ましい。

5. リコーラーは自分が受け持つ全競技者を平等に見ることができるよう位置しなければならない。
6. スターターまたはリコーラーはどのような不正でも確認したならば、信号器を発射し競技者を戻し、レースをやり直さなくてはならない。リコーラーは競技者を戻した後、どの競技者に警告もしくは失格を与えるべきかの情報をスターターに伝えなければならない。スターターはどの競技者に警告を与えるか、または失格とすべきか判断する。〔参照 第162条7、第162条10〕
7. 第162条7、8および第200条8(c)に規定されている警告や失格の決定についてはスターターのみが行うことができる。

〔参照 第125条3〕

この規則と規則162条の両方を解釈するには、規則第125条3を考慮する必要がある。これは、スタートが公平であるかどうかを判断できるスターターとスタート審判長の両方に有効である。一方、リコーラーにはそのような権限はなく、リコーラーはスタートを呼び戻すことはできても、その後は権限を持って行動することはできず、自身の監察内容をスターターに報告することだけが求められる。

IAAFスタートガイドラインは、IAAFウェブサイトからダウンロード可能である。

第130条 出発係

1. 出発係は競技者が所定の組で競走（競歩を含む）に参加しているか、自分のナンバーカードを正しくつけているかを点検する。
2. 出発係は各競技者をスタートラインの後方約3mのところ（段階的にスタートする競走では各スタートラインの後方）に集め

て、競技者を正しいレーンまたは定められた位置に並べなければならぬ。この位置につけ終わった時にスターターに準備が完了したことを合図する。スタートのやり直しが命じられたら、出発係は再び競技者をスタートラインの後方約3mのところを集める。

〔国内〕 800mを超えるレースではスタートラインに並べる。

3. 出発係はリレーの第1走者に対してバトンを用意する責任がある。
4. スターターが競技者に「位置について」を命じた時には出発係は第162条3と第162条4が守られていることを確認しなければならない。
5. 不正スタート時において、出発係は第162条9に定められた手続きを行う。

第131条 周回記録員

1. 1,500mを超える競走で、複数の周回記録員は、各競技者の走り終わった回数を記録しなくてはならない。特に5,000m以上の競走および競歩競技では、審判長の指示のもと複数の周回記録員が任命され、割り当てられた競技者の各周回の時間を記録する（時間は計時員が周回記録員に知らせる）。この方法をとる場合、1人の周回記録員は4人を超える競技者の時間を記録することはできない（競歩の場合には6人）。人による記録に代わって、競技者が装着したトランスポンダーを含むコンピューター化されたシステムを使用してもよい。
2. 1人の周回記録員はフィニッシュライン付近の内側で、各競技者に残っている周回の数を知らせる。周回の表示は先頭の競技者がフィニッシュラインのある直走路に入った時に変える。さらに（周回遅れが）生じた時には周回遅れになったか、なりそうな競技者にマニュアル表示（手持ちカード）で残りの回数を知らせる。

最終回は、通常鐘を鳴らして各競技者に合図する。

〔国内〕 1 出場者が多い場合には先頭のみでもよい。

- 2 慣習として800m競走でも最終回に鐘を鳴らす。

周回記録ガイドラインは、IAAFのウェブサイトからダウンロード可能である。

**第132条 記録・情報処理員、
テクニカル・インフォメーション・センター (TIC)**

1. 記録・情報処理員は、各審判長、計時員主任、写真判定員主任またはトランスポンダー主任および風力計測員から提供される各種目の詳細な結果を集めなければならない。これらの結果を記録し、詳細をただちにアナウンサーに伝え、成績表を総務に渡す。

コンピューターによる競技会運営システムを採用する場合、各フィールド種目の記録・情報処理員は、競技場所で各種目の結果をコンピューターシステムに確実に入力しなければならない。トラック競技の結果は写真判定員主任の指示のもとで入力しなければならない。アナウンサーと総務はこれらの結果を見るためにコンピューターにアクセスできなくてはならない。

〔参照 第125条6、第134条〕

2. 投てき物の重さやハードルの高さなど、異なった仕様で行う競技については、競技結果にその仕様を明示するか、カテゴリー別に明示すべきである。
3. 第1条1(a)を除く競技会で以下の競技者に同時参加を認めた場合、その結果は別に取扱い、障害クラス分けも明示されなければならない。

(a) 他の競技者の助力（例えば、ガイドランナー）を受けて競技する競技者

(b) 第144条3(d)で認められていない機械的補助器具を使用する競技者

4. スタートリストおよび結果には以下の略号を用いるべきである。

欠場	DNS
途中棄権（トラック競技）	DNF
記録なし	NM
失格（各競技規則条文番号も記載）	DQ
成功・有効試技（走高跳・棒高跳）	○

失敗・無効試技	×
パス	—
試合放棄（離脱）（フィールド競技、混成競技）	r
トラック種目における順位による通過者または フィールド種目における標準記録突破による通過者	Q
トラック種目における記録による通過者または フィールド種目における記録による通過者	q
救済および審判長等の決定による通過者	qR
ジュリーの決定による通過者	qJ
ベント・ニー（競歩）	<
ロス・オブ・コンタクト（競歩）	～
警告	YC
2回目の警告（による退場）	YRC
（レッドカードによる）失格（退場）	RC

競技者が規則違反で失格になった場合には、公式記録にはどの規則に違反したかを明記する。

競技者が競技者にあるまじき行為や不適切な行為で失格になった場合には、失格の理由について公式記録に明記する。

〔国内〕 記録用紙は本連盟指定の項目が網羅されたものを使用する。

2015年から規則第132条2-4は、手続きと、スタートリストとリザルトの共通の状況での用語の使用を標準化するように設計されている。規則第132条2と第132条3は、異なる年齢の競技者とバラ競技種目を持つ競技者が同じ競技で競合している最上位レベル（さらにはいくつかの高レベル競技でさえ）以下の多くの競技において珍しくない状況を認める。この規則は、規則第260条1の目的であっても、最小の競争相手数の要件を満たす手段として、および結果の提示方法の設定を含め、これが容認できることを確認する。

競技規則違反からの理由と懲戒的理由の両方で失格が生じる可能性があることを考えると、失格の理由が常に結果に示されていることが非常に重要となる。これは、DQの略称の隣にどの規則により競技者が失格となったのかを常に明記することによって達成される

5.〔国際〕 第1条1項(a)(b)(c)(f)(g)の下で競技会が開催される場合は、テクニカルインフォメーションセンター（TIC）を設置する。またそれ以外の競技会でも開催期間が1日を超える場合はTICを設置することが望ましい。TICは各チーム代表、主催者、技術代表および競技会運営機関の間で、競技会の技術面等に関する事項について円滑なコミュニケーションを図ることを主要業務とする。

効果的に管理されたテクニカル・インフォメーション・センター(TIC)は、質の高い競技会組織の提供に大きく貢献する。TIC マネージャーは、規則だけでなく同様に重要なのは特定の競技会のために用意された特別な規定についての優れた知識を有するべきである。

TICの開設時間は、競技会の時間と、様々な関係者、特にチーム選手団と主催者との間のやり取りが必要となる競技会前後の時間帯を含んでいなくてはならない。大規模な競技会では、主要な選手宿泊施設に、TICの出張所（時にはスポーツインフォメーションデスクSIDと呼ばれる）を持つことが、必須ではないものの、一般的である。このような場合は、SIDとTICとの間の十分なコミュニケーションが必要となる。

TIC及びSIDの開設時間は長くなる可能性があるため、TIC マネージャーには複数の補佐役が必要であり、シフト制で任務につく必要がある。

TICのいくつかの任務は競技規則（例えば規則第132条、第146条3、第146条7参照）に記載されているほか、競技会規程やチームハンドブックなどの競技会関係書類にも網羅される。

第133条 マーシャル (Marshal: 場内司令)

マーシャルは場内の完全な統制権を持つ。競技を運営する役員とその競技に出場する競技者あるいは入場が正式に許可されている者の他は、だれも競技区域に出入りすることを許さない。

マーシャルの任務は、競技開始直前の事前準備中、及び競技開催中の間、競技実施場所（FOP）への立ち入りを規制することである。マーシャルは、概して、競技会ディレクターが定める計画に従って任務につくが、

より直接的な事項に関しては総務から直接指示を受ける。従ってマーシャルは：

- (a) 競技者、競技役員、競技担当ボランティア（補助員）、（計測機器会社などの）サービススタッフ、認可された取材カメラマン、テレビクルーの競技場内への入場コントロールを管理する。各競技会では、そのようなフィールド内で撮影のための認可数は事前に合意されており、これらは全員、特別なビブを着用しなければならない。
- (b) 競技を終了したときに、競技者が競技場内から離れる地点（通常は大規模な競技会では、ミックスゾーン及びポスト・イベント・コントロール・エリア）でのコントロールを管理する。
- (c) テレビ中継のためと同様に、観客の利益のため、可能な限り、常に競技実施場所をクリア（余計な人物が立ち入らないよう）にする。

マーシャルは、総務に直接状況報告をする。そのために総務は必要に応じていつでもマーシャルと連絡を取ることができなければならない。マーシャルの任務遂行の助けとするために、競技者以外に競技場内に入ることを許可された者は、特別なビブやADカード、独特のユニフォームによって明確に区別されるのが通常である。

第134条 風力計測員

風力計測員は担当する種目において、走る方向に対する風速を測定し、記録する。その結果に署名したのち記録・情報処理員に報告する。

〔国内〕 風力計測員は競技会進行中の気象状況についても計測する。

実際には、風力計測員、技術総務、または写真判定員が、風向風速計を正しい場所に置くことになるが、最終的には、これが正しく行われ、規則（第163条10及び第184条11を参照）に合致していることを確認するのは審判長の責任である。

特に、トラック種目の場合、風向風速計は、遠隔操作可能であることに留意すべきである。そのような場合、写真判定及びリザルツシステムに直結しているのが通例であり、従って、風速計測員は必要なく、その

任務は、例えば、写真判定チームによって代行される。

第135条 計測員（科学）

電気もしくはビデオ距離計測装置を使用する場合は計測主任（科学）1人および1人以上の計測員（科学）を任命しなければならない。

計測員（科学）は競技会開始前に関係技術者と打ち合わせ、その装置を熟知しておかなければならない。

各種目の競技開始に先立ち、計測員（科学）は製造会社および計測器精度検査機関から提示された技術的要件を考慮して、計測器の位置決めを監視する。

計測員（科学）は計測装置が正しく作動することを確認するために、その競技種目の開始前と終了後に、審判長の監督の下で複数の審判員による検査済の鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するよう一連の計測を管理する。確認作業に関わった全員の署名を付した適合確認書を作成し、成績表に添付する。

競技中は操作の総括責任を負い、終了後は、装置が正確に作動したことを確認し、審判長に報告する。

〔国内〕 計測装置の動作確認には、JIS規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用する。

光波またはビデオ距離計測装置を使用する場合は、写真判定員やトランスポンダー主任の場合と同様に、責任者である競技役員として、主任が任命される。ビデオ距離計測の場合、距離計測主任は、競技実施場所に設置する光波距離計測の場合よりも、競技中には、より積極的かつ実践的な役割を果たすことが期待される。

特に、これは、競技場所にいる審判員とビデオ画像読み取りを担当する審判員との間に適切な通信システムが用意され、各計測が正しく行われていること、及び、距離の跳躍の場合には画像が確認されるまで痕跡を消さないよう注意が必要である。

主任であろうと読み取りを確実にする責任ある他の審判員であろうと、計測された痕跡が、それ以前のものではなく、間違いなく現在の試技のものであることを確実にするために特に注意する必要がある。

第136条 競技者係

競技者係主任は以下のことを行う。

(a)〔国際〕 競技会ディレクターと協力して招集所のスケジュールを準備し、公表する。その内容には少なくとも、各種目の招集場所、第一招集・最終招集完了時刻、(最終)招集場所から競技場所へ移動を開始する時刻について記載されていること。

(b) 招集所においてチェックを済ませた競技者が、出場種目の予定されたスタート時刻に確実に競技場所にいて競技開始できるようにウォームアップ場と競技場内への移動を監督する。

競技者係はナンバーカード(ビブス)がスタートリストと合っているか、また正しくつけているかを確認する。またシューズ、スパイクの寸法と数、衣類やバッグの広告が競技会における広告および展示物に関する規程ならびに競技注意事項等に適合しているか、承認されていないものを競技区域内に持ち込もうとしていないかどうかを確認しなければならない。

審判員は未解決の問題または発生している問題を招集所審判長あるいは競技者係主任にゆだねる。

〔参照 第143条、競技会における広告および展示物に関する規程(4衣類の広告)〕

〔国際〕 国際競技会の場合、競技者の国・加盟団体が公式に承認したユニフォームを、ニュートラル・アスリート(国家に所属せず中立の立場で国際大会に出場する競技者)はIAAFによって承認されたユニフォームを着用していることも確認する。

うまく計画され、効率的に管理された招集所は、競技会成功の基本である。招集所が最大限の能力を発揮できるように十分なスペースを確保するための計画、招集所として必要とされる数(および各招集所内の仕切りの数)、および他の競技役員とのやり取り、および競技者がウォームアップエリアで招集を受ける際の告知のための信頼性の高い通信システムの確保は常に重要である。この他の考慮事項は競技会の種類、および招集所で実施されるチェック内容の数によって異なる。たとえば、ほとんどの学校競技会では、ユニフォームの広告をチェックする必要は考えにくい

に対して、トラック表面を保護するためにスパイクの長さをチェックすることは可能であろう。計画の過程では、どのチェックが行われるかが決定され、競技直前の競技者の緊張や混乱を避けるために、チェック項目は、事前に競技者やチームに伝えられることが好ましい。競技者係は、競技者が正しい組、レース、またはグループにいるか、また招集スケジュールに従って時間通りに競技エリアに向かっているかを確実にしなければならない。可能であれば、招集スケジュールは競技の各日の開始前に競技者とチームが確認できるようにすべきである。

第137条 広告コミッショナー

任命された広告コミッショナーは広告に関するIAAF規則を管理し適用すると共に、招集所における未解決の問題または発生している問題を招集所審判長あるいは競技者係主任と一緒に判定する。

〔国内〕 第138条 アナウンサー

1. アナウンサーは観衆に対して各種目の参加競技者の氏名、(可能ならば) ナンバー、予選の組合せ、抽選で決まったレーン順あるいは試技順および途中時間などの情報を知らせなくてはならない。各種目の結果(順位、時間、高さ、距離、得点)は、情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表する。

[参照 第132条]

2. アナウンスにあたってはトラック競技のスタート、フィールド競技の試技に悪影響を及ぼさないよう留意する。

3. トラック競技においては審判長や関係審判員と連携して、結果(順位、時間) および途中時間などを速やかにアナウンスする。

〔国内〕 第139条 公式計測員

1. 公式計測員は競技会が行われる前にマーキングと設備の正確性を確認し、その旨を技術総務に証明する。これを確認するために競技場の設計図、図面および最新の計測報告書を見ることを全面的に保証されなければならない。

[参照 第148条、第181条、第184条、第187条]

2. 本連盟では「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩

路規程」等に基づき検定を実施し，公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定している。公式計測員は、その確認を技術総務に報告するとともに検定報告書を閲覧できるようにする。

3. 使用する投てき用器具の確認報告を技術総務に行う。

[参照 第123条]